

令和 7 年第 2 回邑楽町議会定例会議事日程第 2 号

令和 7 年 6 月 10 日（火曜日） 午前 10 時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	山	本	裕	子	議員	2番	三	ツ	村	由	紀	議員
3番	武	井	清	二	議員	4番	新	村	貴	紀	議員	
5番	神	山	均	議員	6番	蟹	和	孝	一	議員		
7番	佐	藤	富	代	議員	8番	小	久	保	隆	光	議員
9番	黒	田	重	利	議員	10番	瀬	山	登	議員		
11番	松	島	茂	喜	議員	12番	塩	井	早	苗	議員	
14番	松	村	潤	議員								

○欠席議員（1名）

13番 原 義 裕 議員

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

橋	本	光	規	町	長	
関	口	春	彦	副	町	長
小	林	淳	一	教	育	長
石	原	光	浩	総務課長 (選舉管理 委員会書記長)		
横	山	淳	一	財政課長		
小	沼	勇	人	企画課長		
矢	島	規	行	税務課長		
山	口	哲	也	住民保険課長		
金	子	佐	知	枝	福祉介護課長	
田	中	敏	明	健康づくり課長		
松	崎	澄	子	子ども支援課長		
金	井	孝	浩	農業振興課長 兼農業委員會 事務局長		
小	島		拓	商工振興課長		
石	原		薰	建設環境課長		
新	島	輝	之	都市計画課長		
野	中	和	也	会計管理者 兼会計課長		
川	島	隆	史	学校教育課長		

藤 田 和 良 生涯学習課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

中 繁 正 浩 事 務 局 長
秋 元 智 美 書 記

◎開議の宣告

○松島茂喜議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

◎一般質問

○松島茂喜議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 松 村 潤 議 員

○松島茂喜議長 14番、松村潤議員。

[14番 松村 潤議員登壇]

○14番 松村 潤議員 皆様、おはようございます。傍聴席にお越しの皆様にはお忙しい中、また足元の悪い中議場に足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。そして、インターネットで御覧になつていただいている皆様にも感謝申し上げます。

それでは、議席番号14番、松村潤です。通告に従い、学校教育環境の充実について質問いたします。

(1) として、中学校の部活動の地域移行についてお尋ねいたします。新聞報道によりますと、国は公立中学校の休日の部活動を学校外のスポーツ団体や文化団体に委ねる地域展開、地域移行を進めています。地域移行について、「よいことだと思う」と答えた人と、「どちらかといえば」を含めて75%だったと。地域展開に期待する点は、「教員の負担軽減につながる」が71%で最も多く、「質の高い指導が受けられる」が42%、「学校外の人と交流ができる」が41%で続いていると。教員の負担軽減の学校外でのスポーツ環境の整備に対する利害の高まりがうかがえたとありました。一方で、懸念する点は「受皿となる団体や指導者が少ない」が57%と最多で、「安全管理責任の所在が曖昧になる」が49%、「家庭、保護者の費用負担が増える」が46%で続いたと、こういうアンケート結果が出ております。今まさに長年続けてきた学校の部活動の在り方が大きく変わろうとしています。部活動は生徒の体力や技術の向上はもとより、人間関係の構築や責任感、また連帯感など生徒の成長過程において重要な役割を果たすものとして、学校の教育活動の一環として運営されてきました。しかしながら、近年少子化や教員の働き方改革が進む中で、これまで中学校で担ってきた学校単位での部活動の継続が困難な状況が続いております。国は、中学校の部活動の運営を地域の団体や民間事業者などに任せていく方針を示されました。まずは、休日の部活動の地域移行を進めることですが、本町の部活動の地域移行に向けた取組について、現在の状況をお伺いいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

まず、邑楽中学校と邑楽南中学校の生徒数ですが、全体の合計数は、邑楽中は412人、邑楽南中は150人です。

次に、部活に入部している生徒数と部活数ですが、邑楽中は入部者数が371人、部活数は20。邑楽南中は入部者数が137人、部活数は10となっております。各校の入部割合ですが、邑楽中は90%、邑楽南中は91%となっております。

本町では、令和5年度から文化部を対象にした休日の部活動地域移行、地域展開を始めています。対象は、町内2中学校の吹奏楽部で、邑楽町民吹奏楽団の土曜日、日曜日、練習に月2回ほど生徒が参加しています。昨年度は運動部の地域展開に向けての検討委員会を持ち、部活動の現状や今後課題となる指導者や活動場所等について共通理解をいたしました。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 今、課長の答弁ですと、2校合わせて全生徒数が562人中90.5%に当たる508人、部活に入部していることが分かりました。大変すばらしいことだと私は思っております。この数字から見えてくるものは、部活動に対する強いニーズがあるということあります。この生徒のニーズに応えていく、かつ教員の働き方改革に資するためには顧問教諭に代わって部活動を運営できる受皿となる適切な民間団体や外部指導員をどう確保していくかということあります。一つの例ですけれども、地域部活動において休日の指導を希望する教師について、教師としての立場で従事するのではなく、兼職、兼業の認可を得た上で地域部活動の運営主体の下、従業することはできるということありますので、そういう兼職、兼業を含めて外部指導員の人材確保についてお尋ねいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

本町では、令和3年度から邑楽町部活動指導員配置促進事業実施要綱を制定し、運動部活動の円滑な運営を図ることを目的とした外部指導員の配置をしていますが、部活動の地域展開において学校部活動の持続可能性を確保しつつ、生徒に多様な学びの場を提供するため、外部指導員の活用が極めて重要な要素であると認識しております。しかしながら、特に専門性を有し、かつ青少年の育成に理解のある指導者を地域で安定的に確保することは非常に困難な状況です。本町といたしましては、既存のスポーツ団体、文化団体、また地域の退職教員等、潜在的な人材の掘り起こしを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 現在、外部指導員を配置しているけれども、専門的な指導をすることはなかなか難しいと、このようなご答弁がありましたけれども、そういった課題を踏まえて、ご承知だと思いますが、県では人材バンクを設置しております。しかしながら、人材バンク登録者が希望する地域は都市部が多いということあります。前橋市や高崎市などに希望者が多くて、市町村では希望者は少ない傾向にあるという状況でもあります。そういった自治体の状況を鑑みて、文部科学省は、初めは休日の部活動を令和5年から令和7年の3か年間で学校から地域の民間クラブに移行するように進めてきましたが、その方針が変更され、実情に応じて可能な限り早期な実現を目指すこととするとの方針に変更されました。しかし、部活動の地域移行の方針が出されてからかなりの時間が経過しておりますが、いつ頃から移行するスケジュールを立てているのかお伺いいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

改革期間につきましては、国のほうで示されてはおりますが、期限ありきではないと考えております。部活動を受け入れる地域の基盤が整っていない中で部活動の地域移行は大変難しいものがございます。幅広い関係者の理解と協力の下、本町の実情に合った望ましい在り方を見いだし、また生徒、保護者への丁寧な説明を行い、まずはできるところから移行していかなければと考えております。以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 本町の実情に合った、できるところから移行していくというご答弁ですけれども、国は2031年までに平日を含めた地域展開を本格化させよとまとめています。これは、大きな部活動改革であります。課題も多いと思いますが、先ほど部活動アンケートの結果についてお話しさせていただきましたが、部活動の地域移行によって生徒が民間のスポーツ団体の専門的な指導を受けられる、技術的な改善点等を指摘していただけることで上達も早いのかなと期待もあるようであります。部活動の地域移行は、そういった技術的なメリットも期待できる一方でデメリットもあるということであります。デメリット、課題としては保護者の費用負担の増加が考えられます。先ほどのアンケートの中でも「家庭、保護者の費用負担が増える」が46%がありました。この保護者の費用負担について、町長のご見解を伺います。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

議員ご質問の、中学校の部活動の地域移行につきましては、先ほどからお話が出ているように様々なメリットが期待されるところであります。個々の子供たちの興味関心に基づいた活動機会の確

保、それから地域の人々の交流など様々な活動に参加できるようになるなど、そういったメリットが期待できます。また、地域の活動に取り組むことで中学校卒業後、継続してその種目等に活動を取り組めるというようなこともあろうかと思います。ただ、議員ご指摘のとおり、そのアンケートの結果にあるとおり、半数近くの方が何らかの費用負担を懸念しているというところもあるようございます。しかしながら、本町におきましてはまだ地域移行ができるような環境が整っておりません。先ほどの課長の答弁の中でも、邑楽町で進めている吹奏楽の取組につきましては、保険料を受益者の方にご負担をいただいているということでございます。今後も子供たちがこういった活動を地域で取り組んでいくためにも極力保護者の負担は減らしていく方向で検討すべきであろうというふうに考えてはいますけれども、まだ具体的にどういった保護者の負担があるのかということが明らかになっておりませんので、またその時点で、他市町村の事例等も参考にしながら検討してまいりたいと、このように考えております。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 受益者負担、これは当然のことかなと私は思っていましたけれども、そのとおりの答弁がありました。そういうことで、国の財政支援を求める声も上がっております。繰り返しになりますが、部活動が地域展開によって家庭の負担が増える、家庭の経済的状況によっては好きなスポーツや楽しい文化活動を諦めざるを得ない子供が出てくるかもしれません。ですので、諦める子供が出ないように十分な配慮が必要ではないか、大事ではないか、私はこのように考えております。その辺のところ、町長はどのように考えているのか、もう一度伺いたいと思います。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

確かに議員のおっしゃるとおり、家庭の負担が増えることによって子供たちが今までできていたものを諦めるというようなことがあってはならないというふうに思っています。部活動の地域移行につきましては、基本的に国の進める施策でありますから、議員がおっしゃるとおり、国も何らかの財政支援措置があってしかるべきかなと思っています。それに呼応するような形で町のほうも費用負担が発生する場合には検討していく必要があろうかというふうには考えております。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。幾らか明るくなりました。部活動は、心身の健やかな成長を促すという役割があります。子供たちが安心して地域での部活動に取り組めるようお願いいたします。

次の質問に入ります。(2)、いじめ防止対策についてお尋ねいたします。このいじめ防止対策については、時間の関係で1問だけにいたします。令和6年の文部科学省調査によると、いじめの認知件数は73万2,568件となっています。それから、ネットいじめの件数も年々増えておりまして、

令和5年度には2万4,678件で過去最多を更新したということあります。特に学年が上がるにつれてその割合が高くなっている、そういう傾向にあるということあります。このように、ネットやSNSでのいじめが増加している中で、子供たちが持っているタブレット端末やスマートフォンから匿名でいじめの報告、相談ができるシステムを導入している自治体が増えてきております。ですので、本町においてもSNSを活用した相談体制の整備をしてはどうかと考えますけれども、町のお考えをお伺いいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

学校では、毎月アンケートを実施し、子供たちがふだん抱えている不安や悩みなどの把握に努めています。また、国や県が行っている悩み相談のリーフレットなども配布し、子どもに寄り添った対応や匿名でも相談できる場の周知を行っています。SNSを活用した相談体制においては、個人情報の漏えい防止の観点も重要な要素になってまいります。本町でも県の総合教育センターが行っているICTを活用したメタバース投稿なども周知していきながら、今後もさらなる整備が必要であると考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 相談の選択肢を増やしていくことが私は重要であると思いますので、ぜひ前向きに検討していただくよう要望いたします。

次の質問に移ります。(3)、不登校の児童生徒の支援についてお尋ねいたします。この不登校の問題につきましては、松島議長が議員のときに、また三ツ村議員も一般質問で取り上げてきました。重なる部分もあるかと思いますが、視点を変えて質問していきますので、よろしくお願ひいたします。文部科学省では、令和5年3月に誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくことと不登校対策、COCOLOプランを取りまとめました。ここで、資料を提示します。ここでのモニターに映し出されましたけれども、具体的な取組として3点ありますけれども、1点、2点、3点とありますけれども、まず1つ目が不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。2つ目が、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。3つ目が学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にするとしています。誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとの、このCOCOLOプランを受けて、本町においても不登校支援のさらなる充実が必要であると考えまして、質問いたします。令和5年度の全国の小中学校の不登校児童生徒は34万648人で、前年度より4万7,434人増加し、11年連続で過去最高となっております。県内の公立小中学校における不登校児童生徒数は4,700人、前年度比318人増加し、小学生が1,713人、中学生が2,987人です。小学生では11年連続、中学生では10年

連續で前年度比を上回っているということあります。不登校は、様々な理由で誰にでも起こり得ることあります。本町でも増加しているのではないかでしょうか。現状はどうなのか。そこで、本町の不登校の現状と課題についてお伺いいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

本町の現状ですが、文部科学省の報告数としては、令和5年度は54人、令和6年度が55人となっています。この人数は、主たる欠席理由が不登校で30日以上の欠席があった児童生徒となります。年度内の欠席数で報告するため、この数には年度の途中で不登校状態が解消している児童生徒も含まれております。課題としては、複数の要因から不安を抱え、困り感を持った子どもたちからその要因を取り除いていくことが難しく、時間がかかることや、何をどうしてあげることがその子のためになるのか見抜くことが難しいことが挙げられます。また、保護者と密に連絡を取ることが難しい家庭もあることや、支援を行う職員の数が十分でない場面があることも課題であります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 子どもの居場所を充実させるための教職員のバックアップが難しいということですが、令和6年3月、文部科学省委託事業で不登校の要因分析に関する調査研究報告書が公表されておりますが、その報告書を受けての認識についてお伺いいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

本報告では、不登校の背景には学業不振や友人関係、家庭の状況、教職員との関係など多様かつ複合的な要因があることが改めて示されました。町教育委員会としましては、こうした分析結果を重く受け止め、一人一人の児童生徒の状況を丁寧に把握し、早期対応、多面的な支援につなげていくことが重要であると認識しております。また、学校内外の関係機関と連携を深め、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めるとともに、今後の支援体制の見直しや職員研修にも活用してまいります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございました。

それから、不登校の定義ですが、不登校の定義は、先ほどの答弁では年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的理由などを除いたものであるということですが、30日以上の欠席でなくてもそれに近い日数を欠席している児童生徒もいるかと思いますが、その児童生徒を入れると

もっと多くの不登校児童生徒がいるのではないかと思っております。そのような不登校傾向にある児童生徒を放置しておきますと、不登校につながる可能性も十分あるかもしれません。この不登校傾向にある児童生徒への対応はどのように行っているのか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

不登校の児童生徒同様、学校では子どもたちの困り感を察知し、解消に向けた対応を勧めています。学級担任を中心に継続的な家庭訪問や電話連絡によって子どもたちの様子を把握するとともに、保護者に寄り添い、協力をしながら対応しております。また、各校に設置された相談員やスクールカウンセラーとつなぎ、必要に応じて心のケアも行っております。学習面における不安に対しては、相談室やプレクラスなどを活用して段階的な学習環境を整え、個に応じた対応を行っております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 スクールカウンセラーを配置して充実した形での支援をされていることがよく分かりました。

次に、資料1の2のところなのですけれども、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援することを目指すべきと書かれております。不登校になる前に子どものSOSを早く察知して早く支援できれば不登校にならずに済むこともあるかと思います。先ほどお話ししましたけれども、現在学校では1人1台のタブレット端末が貸与されております。このタブレット端末を利用して相談できる体制やICTを利用して毎日の心身の健康観察を行い、児童生徒の心の小さなSOSを見逃さず、察知して早期発見、早期支援への取組についてご見解を伺います。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

ご指摘のとおり、COCOLOプランでは心の小さなSOSを早期にキャッチし、チーム学校で支援につなげていくことの重要性が強調されております。現在、児童生徒一人一人にタブレット端末が貸与されており、ICTを活用した心身の健康観察や相談体制の整備については大きな可能性があると認識しております。個人情報の管理やセキュリティ面での配慮等、十分に考慮しながら導入については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 子どものSOSの早期発見も大事なことでありますので、それも大事なことがあります。それから、保護者への早期支援もとても大切なことであります。ここで、資料2を提

示します。この画面右下に保護者の会ってあります。このCOCOLOプランでは、不登校の児童生徒の保護者の大変さを理解し、支援していくことがとても重要であると指摘されております。保護者の方たちが今一番心配していることは、不登校になったことによって社会との接点や、同じ学年の子どもたちと関わりながら社会性を身につけていくことができないのではないかと保護者は心配しております。将来に大きな不安を抱えている保護者の方がいることあります。保護者が1人で悩みを抱え込まないように保護者を支援していくことが必要だと考えておりますが、本町ではどのような取組をされているかお伺いいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

本町では教育支援センターにおいて保護者相談を行い、悩みや不安に寄り添った対応を進めております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制を通じて、保護者の皆様の不安や悩みに寄り添う取組も行っています。今後も保護者の方が一人で抱え込まず、安心して子どもを支えられる環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ただいまの答弁ですと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者の不安を和らげる取組を行っているということですけれども、やはり保護者の皆様は苦しんで悩んでいる方が多いのではないかと思います。同じような子どもの不登校で悩んでいる方々と話をすることによって悩みを、苦しみを共有することができる。つらいのは自分一人だけではないことが分かる。苦しさを少しでも分かってくれる存在がどれほど救いになるのか、力になるのか計り知れません。不登校の子どもたちを持つ保護者同士のネットワーク、語れる場、居場所ができればもっとよいのではないかと思っております。子どもの支援とともに、保護者への支援をよろしくお願ひいたしますと、次の質問に移ります。

次に、校内教育支援センターの設置についてお尋ねいたします。画面の中央、右上のほうにあります。校内教育支援センターは、別名スペシャルサポートルームとも言われております。このCOCOLOプランでは、教室へ行きづらくなった児童生徒が落ち着いて学習できる環境、校内教育支援センター、スペシャルサポートルームなどを設置することが示されております。本町でも学校以外の学び場としてふれあい教室が設置されております。三ツ村議員の質問の答弁では、小中学生合わせて6人が利用されているということありました。今も利用されていると思いますが、ふれあい教室も大事であります。必要でありますが、国が示す校内教育支援センター等を設置し、学校につながった学びの確保についてお考えをお聞かせください。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

学校には、登校はできているけれども、自分の学級に入りづらい児童生徒はいらっしゃいます。この子どもたちが校内に安心できる居場所であり、かつ落ち着いて自分のペースで学習、生活できる環境として校内教育支援センターは必要であると認識をしております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 不登校児童生徒の学びの場、居場所として校内教育支援センターは必要であるとご答弁をいただきましたが、教育長にお伺いいたします。新聞報道ですが、玉村町では校内教育支援センターを町立の全7小中学校に設置いたしました。スタッフも教員免許と教員経験がある支援員を全小中学校に配置するということです。文部科学省の令和7年度概算要求において、教室以外の居場所拡充に向け、校内教育支援センターを設置するための設備費、また新たに相談支援を行う支援員を配置するための補助事業などが盛り込まれました。近隣の板倉町、千代田町でも同様の支援体制が整備されつつあるということです。繰り返しになりますが、教室に入りづらい児童生徒が安心して利用できる校内教育支援センターを町内全ての小中学校に設置する必要があると考えますが、教育長のご意見を伺います。

○松島茂喜議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

現状では、町内それぞれの学校にございます相談室やプレ教室が実質的に校内教育支援センターとしての役割を果たしております。今後、利用する児童生徒の増加状況等によっては場所を増やしたり、教員免許所持者を支援員として配置することも必要と考えております。児童生徒が校内の落ち着いた空間で、自分に合ったペースで学習、生活できる環境の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 前向きな答弁をいただきました。教室に入れないけれども、学校には登校できる児童生徒たち、学校につながった不登校児童生徒の学びの場、居場所として一日も早く校内教育支援センターの設置を要望いたしまして、次の質問に移ります。

オンライン授業についてですが、ふれあい教室にも学校にも行くことができない子どもがいると思います。その解決策として、インターネット上の仮想空間であるメタバースでの学習支援や心のケアの取組が始まっています。先ほど課長の答弁の中にもメタバースの話がありました。メタバースでも、またオンライン授業でもいいと思います。たとえ学校に来れなくても気楽に学習できる

教育環境を整備していただきたいと思っております。画面の左下に授業配信ってありますけれども、このCOCOLOプランでは学校での授業を自宅や校内教育支援センター等に配信し、オンライン授業やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるよう明記されております。そこで、学校の授業を不登校の子どもの自宅や校内のスペシャルサポートルーム、要するに校内教育支援センターに配信し、オンライン授業ができるようにすべきだと考えますが、その現状と今後の取組についてお伺いいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

オンライン授業は、不登校児童生徒に対してつながりを保ちながら学びを継続する有効な選択肢です。しかし、全ての子どもにとって万能な手段ではなく、支援の一つとして本人の状況や状態を見極めて実施することが重要だと考えています。これまでに一部の学校で個別の対応として試行的に実施した例もあり、今後も児童生徒の状況に応じた支援ができるように検討を進めてまいります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 試行的に実施した例があるということですが、不登校の児童生徒については対面授業を苦手とする子どもだと思っております。ですので、今後校内教育支援センターが家に閉じこもっている児童生徒、保護者のほうから配信してほしい、オンライン授業を受けてみたい、そういう要望があった場合の対応は可能なのかどうかお伺いいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

保護者の方からオンライン授業の要望があった場合には、まずは本人やご家庭の状況を丁寧に伺った上で、スクールカウンセラーを含めた関係者での十分な話し合いを持ち、可能な範囲で対応できるように調整してまいります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 可能な範囲で対応するという答弁をいただきました。文部科学省では、2026年度には不登校の児童生徒がオンライン授業を希望した場合、全校でオンライン授業を提供できるようにするとの目標案を提示しているようありますので、国や県の動向にも注視していただいて、校内教育支援センターの機能強化の一つとして取り組んでいただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

フリースクール等の利用料の補助についてお尋ねいたします。フリースクール等は、文部科学省

により2017年に出された教育機会確保法により学校以外の学びの場も法律に明記され、その重要性も認められております。学校以外での教育を受けることが選択肢の一つとなっております。邑楽町の不登校児童生徒の中でフリースクールを利用している方が、松島議員の質問の中の答弁で3名いると伺っております。また、フリースクール等を利用した際の学校の出席扱いも広がりました。しかし、国からの公的補助金はなく、全国的に見てもごく一部の県や市町村が補助を行っている程度であります。民間の調査では、子どもの学びを支えるために保護者が退職や転職など、働き方の変更を迫られ、精神的にも負担があるとの調査の結果が出ております。フリースクール等を利用するためには、全国平均で入会金が約5万3,000円で、利用料は月額約3万3,000円かかるそうであります。そこで、不登校児童生徒のその家族のためにも経済的な支援を考えていただきたいと思いますが、町のご所見を伺います。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

フリースクールは、不登校の児童生徒にとって大切な学びの場の一つと認識しておりますが、授業料支援については公平性や財政面など課題も多く、現時点では慎重に対応すべきと考えております。今後も国やほかの自治体の動向を注視しながら検討してまいります。

以上でございます

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 国の動向を注視しながら検討していくことでございますけれども、最後に町長に伺います。本町の不登校対策について、今現在不登校に苦しんでいる、悩んでいる児童生徒へエールを込めての決意と、それからフリースクール授業料支援について町長のお考えをお伺いいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

まず初めに、現在邑楽町内におきましても不登校ということで悩んだり、苦しんだりしている多くのお子さん方がいらっしゃいます。その方たちには心からエールをお送りして、決して一人では悩まず、周りには皆さんを支える多くの大人たちがいるということは理解してほしいなというふうに思っています。本町では、そうした子どもたち一人一人の状況に寄り添いながらこれまでにも教育支援センターを中心に家庭や学校、関係機関と連携して支援を進めてまいりました。

もう一つご質問のフリースクールへの授業料の支援につきましては、フリースクールの多様な運営形態、費用面でのばらつき、他自治体との均衡など慎重に検討すべき課題が多いというふうに現在認識しております。担当課長が先ほど申し上げたとおり、まだまだ調査研究の段階であって、今

現在これを明確に支援をするということが少し、申し訳ないのですが、難しい状況にあるというふうにお答えしたいと思います。

以上です。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 国の動向を注視するということあります。ここで、新聞の投稿記事を紹介したいと思います。新聞にフリースクールを開校した方の投稿記事がありますが、2日間にわたり当校のフリースクール部門を見学、体験した児童がここで勉強したいと目をきらきら輝かせながら話をしてくれました。それを保護者も喜んでくれ、入学の手続をしました。ところが、翌日やはり通学させるのは難しいと連絡があり、一緒に勉強することがかなわなくなってしまいました。理由は、経済的な理由です。学びたい子どもがいるのにもかかわらず、経済的な理由で通学がかなわない不公平感も生まれます。この悔しさを私は心に刻みましたと掲載がされていました。私は、この記事を読んだときに、経済的な理由によってフリースクールで学ぶことができない子どもたちがいるという厳しい現実があり、胸に迫るものがありました。繰り返しになりますが、フリースクールの授業料は月3万2,000円ぐらいかかるという実態があります。これは、保護者負担というのは非常に大きな負担になります。実際不登校の子を持つ保護者の4割が経済的負担を感じているということあります。先ほどの部活動地域展開でも家庭の負担と同じで、単なる習い事として考える補助ではなく、学校であり、就学に対する補助だと考えるべきであると思いますが、いかがでしょうか。もう一度町長に伺いたいと思います。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 繰り返しになりますけれども、フリースクールにつきましては不登校の児童生徒にとって大切な学びの一つと認識しておりますが、まだまだこの財政的な家庭の支援につきましては全国的な事例も少なく、今後も国、他自治体の動向を注視しながら検討すべきであろうと思っています。やはり教育は全ての子どもたちに担保されなければなりませんけれども、一方で公平性、財政面の課題なども多く、現時点では慎重に検討すべき課題というふうに認識しております。

以上です。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございました。県の教育委員会において、保護者への経済的負担の軽減を目的とした経済支援推進事業という、そういう事業があるのかないのか分かりませんけれども、ある県もありますけれども、県に対してそういう補助金制度があれば拡充を要望していただけないかお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午前 11 時 01 分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前 11 時 15 分 再開〕

◇ 神 山 均 議 員

○松島茂喜議長 5 番、神山均議員。

〔5 番 神山 均議員登壇〕

○5 番 神山 均議員 お世話になります。議席番号 5 番、神山均でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、教育・子育て支援についてお伺いいたします。小学校の教科担任制についてですが、教科担任制とは教科ごとに専任の先生が教えてくれる指導形態のことです。中学校や高校では、学級担任はいますが、教科担任制が基本です。小学校では、これまで 1 人の先生が自分の担任するクラスについてほぼ全ての教科を教える学級担任制が基本でした。令和 4 年度からは、全国の小学校の高学年を中心に教科担任制の導入が進められています。それでは、学校教育課長にお伺いします。町内 4 小学校における教科担任制の現状を説明してください。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

各校において配置された教員の強みや担当学年等を鑑みて、工夫しながら教科担任制による指導を行っております。したがって、4 校は全く同じ形態とはなっておりませんが、国語、算数、理科、社会、体育、音楽、図工、外国語、家庭科において実施をしております。実施学年も様々となりますが、特に専門的技能が必要となる音楽や外国語、けが等の危険性のある理科や体育においては多くの学年で実施をしている状況となっております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5 番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、教科担任制を導入することのメリットやデメリット、そして課題がありましたらお願ひいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

メリットとしては、教科の専門性を持った教師が指導することで授業の質の向上が図られること、

複数の教師の目が入ることによって児童の多面的理解が進むこと等が挙げられます。デメリットとしては、1つのクラスの授業に担任以外の教師が関わることで時間割の調整が困難になること、担任が自分の学級の児童に接する時間が減ること等が挙げられます。特に担任と児童の接する時間が減ることは、個々の児童のささいな変化や心の状態を把握しにくくなることにもつながりかねませんので、大きな課題と考えます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、教科担任制について、教育長の見解をお聞かせください。

○松島茂喜議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

先ほど課長の答弁にもありましたように、小学校への教科担任制の導入は専門性のある教師が指導することによる学びの質の向上や、複数の教師の目が入ることによる児童の多面的理解など様々なメリットがございます。デメリットや課題もあるわけですが、メリットをできる限り引き出すことができるよう教員の力量向上を図るとともに、教員間の情報共有、連携を充実させてまいりたいと考えております。それぞれの学校なりに可能な範囲で教科担任制の推進に努めていきたいと考えます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。やはり特に心配されるのは小学生ですから、担任と児童の接する時間が減ることだと思います。先ほど課長からも大きな課題と考えるという答弁のとおりかというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。防災教育等についてお伺いをいたします。県外の事案ですが、この4月に学校のグラウンドに雷が落ち、中高生6人が搬送された事故は落雷事故の恐ろしさを改めて考えるきっかけになりました。このことを踏まえて、学校教育課長にお伺いします。小中学校における防災教育の内容についてお伺いをいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

学習指導要領における防災に関する記述には、例えば小学校では、けがの防止には周囲の危険に気づいて的確な判断の下に安全に行動することや、環境を安全に整えることが必要であること、中学校では自然災害や交通事故などによる傷害は人的要因や環境要因などが関わって発生すること、

また傷害の多くは安全な行動、環境の改善によって防止できることが記載されております。小中学校における具体的な取組として、地震、水害など各種避難訓練の実施、竜巻やJアラートの際の身を守る行動の指導、落雷について、落雷の多い季節になる前に朝や帰りの会等で対応を指導しているなどの注意喚起も行い、児童生徒の防災意識を高めております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、再度学校教育課長にお伺いします。小中学校には、屋外での授業や部活時の雷対策に対する取決めなどがありますか、またどのような内容でしょうか。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えします。

積乱雲が近づく兆しがあった場合には、すぐに屋外活動を中断し、児童生徒を屋内に避難させます。下校前の場合には、素早く情報を収集し、必要に応じて学校内に児童生徒を待機させ、保護者に学校の対応を連絡します。登下校時に雷鳴等が聞こえた場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないように指導しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、生涯学習課長にお伺いをいたします。生涯学習課所管の公共施設利用団体等において、屋外で活動する団体に対して、雷対策に関する取決めなど、そういうようなものがありますか。あった場合どのような内容で、団体への説明は行っておりますか。

○松島茂喜議長 藤田生涯学習課長。

〔藤田和良生涯学習課長登壇〕

○藤田和良生涯学習課長 お答えいたします。

まず、1点目の雷に対する取決めでございますが、スポーツ・レクリエーション広場や青少年広場、テニスコートなどを所管している町民体育館では、天気予報や雲行きなどで雷の可能性のある場合は早めに使用を中止するようアナウンスをしております。また、雷の音が確認できた場合はスポーツ・レクリエーション広場や青少年広場、テニスコートなどを巡回し、利用者に注意喚起を行い、利用の中止をお願いをしております。

2点目の団体への説明でございますが、今月施設を利用する全ての団体に対しまして、雷や熱中症対策等に関する安全上の注意喚起、対応について周知する通知を発送し始めたところでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、子ども支援課長にお伺いをいたします。幼稚園、保育園等には園庭や園外保育時の雷対策に関する取決めなどがありますか。そして、どのような内容でしょうか。

○松島茂喜議長 松崎子ども支援課長。

〔松崎澄子子ども支援課長登壇〕

○松崎澄子子ども支援課長 お答えいたします。

雷対策に関する取決めなどにつきまして、子ども支援課が所管する幼稚園、保育園、こども園、児童館について申し上げます。雷対策に関する危機管理マニュアルへの記載の有無や記載の内容には施設により差はあるものの、基本的な対応方針は全ての施設において共通でございます。天気予報や実際の雲行きに注意を払いながら、園外保育を含む屋外活動の実施について判断いたしております。雷注意報が発令されている場合だけでなく、雷鳴や雷光がまだ発生していない場合でも、風が冷たい、風が強くなる、真っ黒な雲の発生など、天候の急変が見られたときには屋外での活動を中止し、早めに屋内に避難し、安全を確保する行動を取っております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。やはり雷対策の一環として避雷針というのがありますが、避雷針というのは落雷から建物や人を守るための重要な装置です。避雷針は雷を誘導する仕組みですが、最近は避雷針の改良型や避雷球という落雷現象自体を抑制する装置などがあるようです。そこで、町長にお伺いをいたします。児童生徒や町民の皆さんのがより安全安心に活動できるよう雷対策として避雷針のほか、他の安全対策の導入も検討してみてはいかがでしょうか。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 雷対策として、今議員ご提案のように避雷球というような設備も学校施設等で、採用等は少ないものの幾らかそういったものも普及してきているというような状況にあるようです。しかしながら、どのような設備を構築したとしても雷の被害を屋外にいて防ぐということは大変難しい状況になっておりますので、先ほど各担当課が申し上げたとおり、雷の注意報等に気をつけながらそれ利用者等も、また児童生徒等もふだんの防災教育に従って、自己の判断できちんと、冷たい風が吹いてきたり、黒い雲が近づいてきたりしたときには屋内に退避できる、これが一番重要かなというふうに思っています。引き続き町のほうも児童生徒、また公共施設等の利用者に注意喚起を図りながら、必要な場合に応じては職員が誘導するなどしてこの落雷の被害を防ぐようにしていくことが大事なのではないかなと思っています。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。どちらにしても総合的な落雷対策というものをお願いしたいというふうに思います。

それでは、関連でございますが、テスト採点ソフトというのをこの3月の一般質問において教育長等にお伺いをいたしました。昨今の新聞報道では、県立高校は昨年までに全校導入済み、中学校では県内12市のうち導入済み、導入予定は太田市、館林市を含め8市、導入未定が沼田市、渋川市、富岡市、安中市の4市のみ。町村でも榛東村をはじめ、導入が進んでいるとのことです。県教育委員会では、2月の高校入試でも一部使ったとのことです。導入により教師の負担軽減にもなり、回答データの分析機能も含め、より効果的な指導を計画できると評価の声もあるようです。教員の方々の人事異動も含め、早めの導入が必要ではないでしょうか。再度要望をいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。こども誰でも通園制度ですが、子ども支援課長にお伺いをいたします。こども誰でも通園制度というのはどのような制度でしょうか。

○松島茂喜議長 松崎子ども支援課長。

〔松崎澄子子ども支援課長登壇〕

○松崎澄子子ども支援課長 お答えいたします。

こども誰でも通園制度は、全ての子ども・子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するための、全ての子どもたちの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備することを目的とする制度でございます。対象は、ゼロ歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもで、月10時間を上限に時間単位の柔軟な利用が可能な通園制度でございます。児童福祉法には乳児等通園支援事業、子ども・子育て支援法には乳児等のための支援給付として制度化され、2026年度から全国の自治体において実施されます。既存の一時預かり事業との違いは、一時預かり事業が保護者の立場からの必要性により保護者のために預かることを目的とするのに対しまして、こども誰でも通園制度は家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくことへの子どもの育ち応援が主な目的である点でございます。保護者にとっての意義も挙げられておりまして、一つには専門的な知識や技能、技術を持つ保育者との関わりによりほっとできたり、孤立感や不安感の解消につながること、また子ども同士の関わりの様子や保育者の子どもへの接し方を実際に見ることで子どもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることができるため、保護者自身が親として成長していくことにつながること、そのほかこども誰でも通園制度を利用することで親子が地域の社会的資源につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなり得ると考えられます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。近隣自治体では、制度の試行というのが始まっているようです。邑楽町においても制度を周知して取り組んでいただければなというふうに思います。

それでは、次の質問になりますが、#7119について健康づくり課長にお伺いをいたします。群馬県が#7119をこの10月から運用することですが、どのような内容で町では周知を予定しておりますか。

○松島茂喜議長 田中健康づくり課長。

〔田中敏明健康づくり課長登壇〕

○田中敏明健康づくり課長 お答えいたします。

#7119は、けがや病気の際に119番通報すべきかどうか専門家に相談できるコールセンターで、群馬県では令和7年10月1日から運用が開始される予定でございます。近年、救急車の出動要請が増えており、本当に必要なときに救急車が呼べないといった事態について、全国的に問題となっております。その一方で、状況によっては一刻を争う事態ということもあるため、#7119は年中無休、24時間対応で、電話で患者の症状を伝えることで看護師など専門家が救急車を呼ぶべきかどうかアドバイスをするほか、医療機関の紹介なども行えます。県では、ホームページや県公式LINEなどで周知するということですが、町としても広報誌やホームページ、町公式LINEなどで周知し、町民の皆様にご利用いただけるようにしたいと考えております。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。ぜひ周知のほうもお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。ひとり親家庭の現状について、町長にお伺いをいたします。昨今ひとり親家庭では米の価格高騰や品不足が親子の生活に深刻な影響をもたらしているという現状があるとの調査結果が報道されました。ひとり親家庭に限らず、この現状に対して町長はどのような認識をお持ちでしょうか、また救済策をお考えでしょうか。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

現状の米の昨年から比べて異常な価格の高騰、それからそもそも米の品不足ということにつきましては、ひとり親家庭に限らず、今全ての世帯において深刻な影響を及ぼしているのだろうというふうに認識しております。特に米をほかの食品に、代替食品に代えて対応するなど、そういうしたものも見られているようあります。特に子育て世代、育ち盛り、食べ盛りを抱えている世帯にとっては大変な課題であろうというふうに認識をしております。そうした中で、町のほうが何か救

済策をということですが、現状町のほうで個別の具体的な救済策というものは実施をしておりませんけれども、現状の価格高騰が収まらない中で子育て世帯の支援につきましては、窓口におきまして個別に相談があった場合には個々の課題に応じて回答をさせていただいております。例えば食料等につきましては、子ども支援課で相談を受けた場合にも福祉介護課のほうと連携をして食料支援へつなげるなどの、そういう個々の状況に応じた対応ということになりますけれども、具体的に申しますと、食料の支援の相談があった場合には町の社会福祉協議会を通じまして、館林市のNPO法人が実施しておりますフードバンク、こちらのほうのご案内を差し上げまして現状支援をしているというような状況でございます。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。ぜひフードバンク等も利用していただければなというように思います。

それでは、福祉介護課長にお伺いします。関連質問となります。先ほど申し上げましたが、米の価格高騰等、そして食料品や生活必需品の高騰が続き、収まる気配がなく、日々の生活に深刻な影響を受けておりますが、町民の方々や事業者から町や社会福祉協議会にはこれらに関する相談というのではありませんか。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

町民の方から米の価格高騰や品不足などで日々の生活が大変になったというお話はございますが、これを理由に生活保護の申請に至ったケースは現在ございません。また、社会福祉協議会も物価高騰についての話は出るもの、具体的な相談は受けていないとのことでございました。

それから、事業者から商工会へも相談があったのか確認いたしましたが、やはり米の価格高騰等について話の話題には出るもの、相談は受けていないとのことでございました。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、町長にお伺いをいたします。これまでの米の高騰や品不足を受け、この秋の令和7年産米に対する消費者への販売価格や出回る量というのが心配され、そして子育て家庭にとって厳しいものがあるというふうに考えております。町が先頭に立ってJAに協力を願い、そして邑楽町産の新米を一定量確保し、町内消費者を対象に町の助成により安く提供することができないでしょうか。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

主食用米について、先ほども申し上げたとおり、町内におきましてもいまだ価格の高止まり、また品薄の状態が続いておりまして、大変町民の皆様も苦労されているのかなというふうに思います。そうした中で、町としても米だけでなく様々な農畜産物、これらを安定的に供給、維持していくためにも県や近隣自治体、地元の農協等と協力しながら円滑な農業政策を推進していくことは重要だというふうに考えております。そうした中で、議員のご提案のとおり、地元のJAに協力を願って邑楽町産の新米を一定量確保して、町の助成によって町内消費者に安く提供することができないかというようなご提案でありますけれども、まず今年の作付状況ですが、今年も主食用米の作付意向が例年になく増加をしているということで、本町も作付予定面積につきましては例年の6割程度から9割以上に増加をしているというような状況はあるようです。しかしながら、JAの担当者に担当課のほうから確認をさせていただいたところですが、既に今年の米につきましてもこれまでの既存の取引業者との契約が進んでいる中で、一部を自治体に売り渡すのは既存の取引先との調整が困難であることから、極めて難しいというようなことでございます。仮に売渡しができたとしても、玄米の状態であって、これを精米をする手段、消費者に手渡すまでの保管場所の問題、また流通手段の確保など様々な課題がありまして、米の現物を町が確保して売り渡すということは現実的ではないというような判断でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 JAのほうも昨年産というか、そういう部分の確保についても大変きつい部分があったのかなと私も想定をしているわけですが、なかなか玄米を精米というふうな部分は難しいようですが、精米に関しては各町内にも精米が自動でできるような、そういうところもありますから、そういうところも利用していただければ、またそういう部分では可能なのかなというように思います。

それでは、関連質問でございますが、町社会福祉協議会が毎年12月に歳末たすけあい見舞金等贈呈事業というのを行っております。各行政区の区長や民生委員に協力をいただき、ある一定の要件を満たした世帯を対象に訪問をしております。ただいま町長のほうから否定的なお話がありましたが、今年は町助成により、そういうある一定の要件を満たした世帯に対して米を贈ったらどうかなというふうに私としては要望いたします。

それでは、次でございますが、スポーツ用サングラス代の補助についてということでございます。これについても要望事項でございます。児童生徒がスポーツ用サングラスを購入した際の費用補助を行っている自治体というのがあります。子どもは大人に比べ、目の水晶体が紫外線を透過しやすく、目が受ける影響が大きいとされ、スポーツ少年団や部活動に所属する野球やサッカー、テニス、

陸上等といった屋外競技に取り組む子どもたちへの補助制度の検討を要望させていただきます。

それでは、次の大きな題に移りまして、ヤード等に関する条例制定についてでございます。建設環境課長にお伺いをいたしますが、群馬県や群馬県警におけるヤード等に関する条例制定など、そして最近では国も法制化を準備をしているというようなお話をありますが、現時点までの動向をお聞かせください。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えします。

群馬県、群馬県警による条例制定の動向でございますが、まず群馬県警においてヤードにおける盗難自動車等の保管及び解体の状況に鑑み、群馬県のヤードにおける自動車等の適正な取扱いを確保するために必要な規制を行うことにより、自動車等の盗難の防止を図り、もって県民の平穏な生活の確保に資することを目的とした群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例が令和7年3月27日に公布され、令和7年10月1日より施行されます。また、特定貴金属物品の盗難を防止するためには、盗難特定金属製物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受け業について、買受けの相手方の氏名等の確認を義務づける等の措置を講ずるとともに、併せて指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止する等の必要があることから、政府は令和7年3月11日に盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案を閣議決定しました。法案成立後1年以内に順次施行されることとなっております。群馬県において制定を目指している再生資源物ヤード条例につきましては、ヤード対策などを横断的に議論する特別委員会が令和7年5月22日に設置されました。本日、第1回目の委員会が開催されているとの情報をいただいております。環境省につきましてもヤード環境対策検討会が5回ほど開かれており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における規制の検討が行われているところでございます。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

町長にお伺いしますが、今課長のほうの説明がありましたら、町のヤード等に関する条例制定に向けた見解を、また再度お伺いをいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

先ほど担当課長が答弁したとおり、県警におきましては群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例の10月からの施行、そして国における盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案の閣議決定、県においてヤード対策の特別委員会の設置、そしてこの条例の検討

が開始されているところでございます。国、環境省におきましてもヤード環境対策検討会が開催をされ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における規制の検討が開始されたということでございますから、今後も国、県の動向を注視しつつ、検討状況を確認しながら、町にとってどういった条例の中身が必要なのか、その必要性を十分に検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。国の法整備が進んでいるということでございますが、やはり地域の実情に合った細かな規則等というのは、町が条例等を制定して、地域住民の要望等も取り入れて少しでも心配や不安を解消してほしいというように思っていますので、そういう部分ではまた町のほうでも国や県等の内容を受けてそういう詳細な部分についても条例制定を早期に制定をしていただきたいというように考えております。

それでは、以上で質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午前11時54分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

◇ 新 村 貴 紀 議 員

○松島茂喜議長 4番、新村貴紀議員。

〔4番 新村貴紀議員登壇〕

○4番 新村貴紀議員 皆さん、こんにちは。議席番号4番、新村貴紀です。通告に従いまして一般質問を行います。

最初にですが、町内物価高騰対策についてお聞きします。米高騰対策として日本政府が備蓄米の放出をしていただきました。5キロ当たり2,000円台に収まったということで、この件に関してはいろいろ賛否がありますが、タイムリーにやっていただいて、かなりの邑楽町の住民の方とかも助かって、安堵していると思います。この件に関しましては、農林水産省の大臣、副大臣、関係職員、関係企業の皆様にはスピーディーにやっていただいて、感謝の言葉を最初に言わせていただきます。ただ、残念なことに今回米のほうは何とか落ち着いたのですけれども、他の生活製品、6月からも値上げが続いております。ガソリンも10円国の補助が出たということで最近下がっていますけれども、160円台、場所によってはもうちょっと安い地域も近隣地域であります。160円台ということで、実際は安くなったのかといえば前よりは安くなったということで、実際には今の生活を圧迫しているというのは変わらないと思います。生活の圧迫というの急に来るものではなくて徐々に来

るものでして、その点についてちょっとお聞きしたいのですが、昨年に比べまして生活保護の家庭がどれぐらい増えているか、減っているかについて担当課長にお聞きいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

生活保護世帯につきましては、令和6年度末において対前年度比4.17%の増でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございました。4.17%増ということとして、着実にこの物価高騰の中増えてきているのだと思います。また、政府が給料を上げろということで話が昨年より政府指導で来ておりますが、群馬県の地域におきましては、群馬県は最低賃金がまだ他の栃木県、埼玉県、茨城県より低い状態です。生活保護に陥らないとしましても、非課税世帯数に関しましては昨年に比べてこれが増えているのか減っているかについてお聞きしたいのですが、担当課長、お願いします。

○松島茂喜議長 矢島税務課長。

〔矢島規行税務課長登壇〕

○矢島規行税務課長 お答えいたします。

非課税世帯数の増減についてでございますが、令和6年度課税におきまして対前年度比1.67%の増でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 1.67%増えているということで、非課税という形で年収ベースでいくのすけれども、実際には年収ベースでも上がっていないという政府の流れで上げるようにということで、最低賃金という先ほど話しましたけれども、最低賃金ぴったりで雇用しているところはなく、多少は上のところで時給とかを払っているのだと思うのですけれども、他の地域に比べてはかなり低いということで、1.67%、先ほどの生活保護と比べますと低いパーセンテージにはなりますが、徐々にではありますが、増えてきているということは確かにと思います。先ほど神山議員からも、特に子育て世帯の話がありましたが、子育て世帯もありますし、独身者の貧困化というのも増えています。高齢化も増えてきて、よく働く、要するに働き方改革と言っていろいろ話は出ますが、確かに高齢化とかいろいろな条件があると、なかなかいい条件のところにはつけないというのが実際あります。この点についても今後考えて、このまま物価が高騰し続けるということはこの時点で政府が対応してくれるのが一番なのですけれども、今後もこういうことがずっと続くのかとは思いますので、対策はしなければいけないと思っております。

その中で、今年東京都において期間限定ではありますが、水道料金の基本料金の免除を実施したということがあります。備蓄米放出によって米の価格は下がっているのですが、主食であるお米の価格は下がっているのですが、まだまだいろんなもの、先ほど言ったガソリンも高いです。6月になってから生活必需品も高いです。その中で何か邑楽町として私もできることがないのかと考えました。ただ、何かをやるために予算が必要だと思います。予算がなければ何もできないということで、無理なくその部分をやるためにどうしたらいいかというのを考えました。その中で、邑楽町自体におきまして路線バスが運行されています。ただ、今現在路線バスに乗られている方はかなり少ないということで、路線バスって必ず邑楽町の役場とかクールシェルター、要するに暑さ対策で協力をお願いしているスーパーとか施設には必ず寄るような形になりまして、私が提案させていただきたいのは夏の期間だけでも路線バスを町民に対しては無料開放していただけないか。そうすれば、暑い中、車とか持っていない方々、あるいはお子さんとかも図書館とかにバスを使って来られますし、路線バスであれば今現在利用者数が少ないので、実際に予算に影響は出ないと思います。バスの中は涼しいですし、必ず涼しい公共施設のところにちゃんと届けていただけるということになりました、この点について町長、お考えをお聞きしたいのですが。

○松島茂喜議長 小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長 お答えをいたします。

ただいま議員ご指摘の町内循環バスの運賃の無料化についてでございますが、先ほど議員のおっしゃっていた公共施設や一部店舗をクールシェルターとして夏の暑い時期、町民の皆様に涼しんでいただくための場所として提供しているということはございます。ただし、その趣旨というのが、暑い時期に外出をして、そこに行っていただいて涼しんでいただくということではございません。そこに行ったときに、そこで涼しんでいただければという場所になっております。なので、もしバスの無料をしたことによって外出を促して、またバスでございますので、バス停で待つという、暑い時期にバス停で待機をしていただくということもございますので、健康面でそういった部分の不安は出てくるのかなというのは一方でございます。また、このバスの運賃につきましては、町独自の判断で行ったものではなくて、館林都市圏の1市4町で組織をいたします交通会議の中で議決をいただいた中で実施をしていることでございます。もし無料化を実施するということになりますと、やり方にもよるのですけれども、さきに述べた交通会議、また運行事業者等との調整などもあり、現時点ではそういった健康面等も勘案した中で考えるとちょっと難しいのではないかという認識でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 今おっしゃったことで、そのところは難しいということは分かりました。た

だ、先ほど米の備蓄米のところでも話させていただいたように、そこが無理だという、当初も米備蓄のときはかなりの批判、放出に関しては批判がありました。でも、そこが無理だと最初から決めつけているとなかなかできなくなったりすると思います。やっぱり民間の考え方、今回大臣、副大臣も、名前は出てこないですけれども、こういうことをやるためにには大臣は顔ですし、副大臣でいればいろんなところの調整とかをやっていただいたと思います。米備蓄関係に関しても当初はルールがあって難しいとかと言いましたけれども、これは町民が、我々の場合、國民でなく町民ですから、町民が苦しんでいる場合はいろいろ考えてスピーディーに物事を行う。これが民間の知恵であり、それをトップダウンとして、決断するためにトップというものはいるわけですから、何も決断できない、決断しない、何もやらないというのだったらただ単にみんなで決めてトップは要らないわけですから、最終的にどうしても決めなければいけないというところは、私要望ですが、トップとしての決断はお願いしたいと思います。

次に、関連になるのですけれども、個人事業者の皆さん、先ほど個人事業者からいろんな声が聞こえないということが出ていましたけれども、私のほうにもいろいろ話来てています。その中で、いろんな業種をやっているけれども、この不況下の中でいろいろ変えて違う業種にもチャレンジしていかないとなかなか食べていけないという方も何人かお話を聞いておりまして、その中で融資関係なのですけれども、融資関係は一般的に工業製品であれば商工会、農業関係であればJAにご相談するというのはあるのですけれども、なかなか中間のところとかで分かりづらい、どちらの区分になるか分かりづらいというビジネスもあると聞いております。その中で、これは宇都宮市とか大都市圏になるのですけれども、個人の中小企業向けに緊急融資など銀行につながる相談制度とかをやられているということなのですけれども、邑楽町にもあるということなので、今回一般質問で町民の皆さんも見ていただいていると思いますので、その制度についてちょっと担当課長からご説明お願いしたいのですが。

○松島茂喜議長 小島商工振興課長。

〔小島 拓商工振興課長登壇〕

○小島 拓商工振興課長 お答えします。

邑楽町の小規模企業者、中小企業者に対する制度融資につきましては、邑楽町中小企業振興資金融資と群馬県と提携して行っている邑楽町小口資金融資がございます。邑楽町中小企業振興資金融資内容につきましては、融資限度額は設備資金1,500万円、運転資金は500万円。融資期間は、設備資金8年以内、運転資金7年以内。融資利率は、設備資金、運転資金いずれも令和7年5月現在で2.05%。保証料補助として、設備資金、運転資金いずれも保証料率1.35%を限度に補助いたします。利子補給としましては、設備資金、運転資金いずれも所定の利率で支払った利子の50%を3年間補給いたします。令和6年度の実績としましては、融資件数11件、融資額約4,600万円でございます。

次に、小口資金融資につきまして、融資限度額は設備資金、運転資金いずれも1,250万円。融資

期間は設備資金8年以内、運転資金6年。融資利率は、設備資金、運転資金いずれも3%。保証料補助としまして、設備資金、運転資金いずれも保証料率は0.4%を限度に補助いたしております。令和6年度の実績としましては、融資件数4件、融資額約2,600万円でございます。なお、制度融資につきましては、4月1日付で町ホームページにも掲載をしております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。やはりいろいろ町の人で中小企業の方は一生懸命頑張っています。その中で、今までの商売だけだとちょっと難しいので、ほかのもやってみようとか、挑戦すると、始めたとしても初年度とかというのは最初から、今の時代の中で黒字化するのは難しくて、そうしますと一般的な金融機関というのは貸し渋りという状態にもなってしまいます。ただ、将来的に町としてもそういう方々の芽を摘むようなことがあってはいけなくて、その方たちをきちんと育てて町の発展を、大きな会社だけ来るというだけが町の発展ではないと思います。小さな小売店や飲食店とかも必要になってきます。私は大手にいましたけれども、食事とかは小さいお店に頼んだり、いろいろしていました。そういうところがなくなってしまえば、円形的に条件がどんどん、どんどん悪くなることもありますので、積極的に今後とも融資のほうをしていただければと思います。

次ですが、町内の民生委員の確保についてお聞きしたいと思っております。全国的に最近テレビでも民生委員に関しまして報道があって、なかなか成り手がいないということで、また民生委員というのがどういう役目を果たすのかというのも分からぬということもあります。まず民生委員について改めて目的と制度を簡単にお話ししていただけないでしょうか。担当課長、お願いします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

民生委員・児童委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員でございます。給与の支給はなく、無報酬でボランティアとして活動しております。任期は3年で、再任も可能でございます。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされております。民生委員・児童委員は市町村ごとに設置されている民生委員推薦会により選任され、県へ推薦し、県の社会福祉審議会の答申を得た後に厚生労働省へ推薦され、委嘱がなされます。民生委員・児童委員制度は全国統一の制度であり、全ての市町村において一定の基準に従い、その定数が定められており、現在全国で約24万人が活動しております。民生委員・児童委員は自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしております。

なお、民生委員・児童委員のうち児童福祉に関する支援を専門的に担当する主任児童委員は、厚生労働大臣により指名されております。それぞれの市町村にあって、担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでおります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございました。民生委員というのは、邑楽町の福祉の中で重要なポジションで、世話役として貴重な存在だと思います。一番気がかりになっているのが現在の民生委員の確保状況と、町として将来的に民生委員の確保ができるかどうかについて、担当課長にお伺いします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

まず、現在の民生委員の確保状況についてでございますが、当町における民生委員・児童委員の人数は主任児童委員を含め52名でございます。全行政区に1名から4名が選出されており、充足率は100%でございます。また、令和7年12月に行われる一斉改選からは1行政区から増員の要望がございましたので、1名増え、計53名で活動していく予定でございます。また、町としての今後の民生委員の確保についてでございますが、民生委員・児童委員は先ほども申し上げましたが、それぞれが担当する区域において住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割、また高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにおいても重要な役割を果たしてくれております。これらのことから、民生委員・児童委員の活動は大変だということで、行政区の区長からは担い手を探すのが難しいという声を聞いております。町といたしましても、民生委員・児童委員の負担が少しでも軽減されるよう民生委員・児童委員による証明事務の見直し等を行うなどし、継続的な人員確保につながるようにしてまいりたいと考えております。地域のことは地域だけで解決するのではなく、邑楽町民生委員児童委員協議会の連携強化、さらに委員と町職員とで連携を取り、日頃からコミュニケーションを図りながら委員任せにならないよう、気になることがあればいつでも相談できる体制を現在も整えているところでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございました。邑楽町の皆さん、住民の皆さんや区長をはじめとして皆さんの協力がありまして、53名というのをこのまま続けていけるというところがすごく感謝して頭が下がるところなのですけれども、先ほどのお話のとおり、なかなか民生委員の成り手がない一つの理由としてはいろいろなことをやらなければいけないというところがあって、いざ話を聞

くと、ちょっと無理ですという方が年々増え、確かに今までですと、20年ぐらい前だと、サラリーマンの退職も平均で60歳で退職で、余った時間を町の活動に使っていただけたのですけれども、それも今は働き方改革ということで70歳ぐらいまで働く方が増えている中で、その中でも53名を確保して、1名増員させていただくという前向きな地域もあったということで、感謝はしております。町長に全体ということでお伺いしたいのですけれども、民生委員だけではなく、いろいろなことを町の住民の方にお願いしています。それを今後、区長、そういう人たちと話し合って、町として軽減できるところは軽減していくというようなお考えがあるかどうかお聞きします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

民生委員・児童委員の活動につきましては、町内におきまして行政や適切なサービスへの支援のつなぎ役、また高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認など、町としても大変重要な役割を担っていただいております。一方で、議員ご指摘のとおり、担い手確保の観点からは民生委員の業務負担の軽減、これをどうしていくかということも課題になっております。そうした中、今年の4月ですけれども、こども家庭庁と厚生労働省の2省庁の連名で、行政の手続の中で民生委員の証明が必要な手続、これについて他の行政機関内での連携や、ほかの証明に代えるものに寄れる場合には制度の見直し、運用を積極的に図って、この民生委員・児童委員の負担軽減に努めるようにというような通知がございました。これに従って、町のほうも積極的にこの制度の見直しを図って、事務負担の軽減を図っていきたいというふうに考えております。

また、担い手確保の対策として、国、県では民生委員・児童委員の周知啓発のための広報動画を作成してインターネット上で配信しております。町のほうでは、民生委員・児童委員の日に合わせまして、今年の5月13日から18日、町立図書館でこのPRコーナーを設置して、書籍、パンフレットなど置いて町民への周知を図ったところでございます。今後も委員活動が負担になり過ぎないように、委員の皆様のご意見も踏まえながら、今後もこの体制が維持できるように努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございました。全部の質問になるとは思うのですけれども、やはり先ほど執行部の皆さんには聖域を設けず、町民のためになることに関しては真剣に考えていただいて、スピーディーにやっていただきたいと思います。これで最後になりますが、要望として終わらせさせていただきます。ありがとうございました。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午後 1時32分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時50分 再開〕

◇ 蟹 和 孝 一 議 員

○松島茂喜議長 6番、蟹和孝一議員。

〔6番 蟹和孝一議員登壇〕

○6番 蟹和孝一議員 皆さん、こんにちは。議席番号6番の蟹和孝一です。通告のとおり質問をいたします。本日の質問者は、私が今日ラストということですが、よろしくお願ひします。

今日質問、私がお尋ねしたいのは、町の循環バスについてであります。担当課長に、まずお尋ねをしていきます。今現在町の循環バスですが、ダイヤが左右両回り、右と左ということで運行を形態されています。町民の評価がそれであまり芳しくないのです。私もそういう意見をいっぱい聞きます。また、行政、こちらのほうにもそういう意見も来ているかなとは思うのですが、やはり町民の理解があつてのいろいろな政策だと思うのです。この今の現実というか現状をどのように認識されているか、まずはお尋ねします。

○松島茂喜議長 小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長 お答えをいたします。

まずは、議員のご指摘のありました町内循環線の導入の経緯について説明をさせていただきます。現在の町内循環線におきましては、令和4年10月にそれまでの館林市、太田市へつなぐ広域2路線から切り替えた経緯がございます。これは以前の広域路線バスでは利用者の大多数が町外者という現状がある中で、町の負担を増やすことなく運行本数や乗り換え、接続などのサービス水準の向上、持続可能な運行体制とのバランスなどを検討した結果、現在の循環線の運行形態となったものであります。検討する中で、今後の鉄道サービスの維持、確保が重要な問題として一つありました。コロナ禍以前から少子化の影響で東武小泉線の利用者、特に通学利用者の減少が続いている中、鉄道に結節しない、また目的地を同じにする以前の広域バス路線のままでは遠からずこの鉄道路線の廃線の議論が起こつてくることが危惧をされておりました。そのため、市町村間を結ぶ広域路線につきましては、一次交通としての鉄道と、鉄道に結節し、鉄道サービス空白地域を補完する補助系統の二次交通として町内循環線を配置したという経緯がございます。そして、もう一つ重要な要素として、人口減少下にあって様々な行政サービスの水準を維持していくために人の居住を緩やかに誘導して町のまとまりをつくり、そのまとまりと行政や商業などの各種サービスを提供する拠点を公共交通でつなぐという考えであります。以上が現在の町内循環線へと切り替えた経緯となっております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、乗車率がなかなか上昇しない。そして、町民の方か

らの評価も決して高いという状況はないというのも事実でございます。町といたしましても、この状況をいかに少しでもよい方向に向けられるかということで試行錯誤している状況でございます。今後も町民の皆様から寄せられたご意見等を参考にしながら、実際の利用状況、そして他の公共交通との接続、また共存なんかも考えた上で、引き続き調査研究をしてまいりたいと、現時点ではそういう考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 大変詳しく経緯から説明をいただきました。ありがとうございます。運行開始から試行錯誤されて、ダイヤ編成検討してきたのだと思います。そして、今現在はその鉄道の幹線、そしてそれとマッチングさせた路線バス、循環バスということで構築されているのだと思います。しかし、私が本中野駅の近くに今住んでいるので、毎日のようにバスは見ます。果たして、住民の利便性ということについてはあまり満足できていないのかなというふうに思います。それというのも、私はこの間、先週の6月3日、火曜日の日に朝8時20分台のバスにターミナルから久々に乗ってみました。料金は65歳以上ということで100円でしたけれども。左回りに乗って1周約40分。乗客は私1人でした。このとき思ったのですけれども、篠塚駅とか駅には寄ってもらったのですけれども、ほかのお客さんがいないということでした。だから、大分もったいないというようなこともあるのですけれども、利便性という、一口に言うと何かつかみどころがないような気もするのですけれども、この辺の考え方というのはどのようにこれから、今現在でもそうですけれども、考えておられるのか、ちょっとその辺お聞かせいただけませんか。

○松島茂喜議長 小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長 お答えいたします。

バスの利便性をどのように考えているかというご質問だと思いますが、町内循環バスにつきましては高齢者の方や移動手段を持たない方の生活の足として一定の役割を担っておりますが、一方で運行本数や先ほど議員のご指摘のあったダイヤ、また運行経路等、実態と合っていない部分もあるのは事実でございます。そういうことを踏まえ、利便性が低いといったご意見も町民の方からいただいていると、そういうところがございます。町といたしましても地域の実情や利用者のニーズに即したダイヤ設定になっているか、いま一度検討する必要はあるというふうに考えております。ただし、運行見直しに当たりましては限られた財源や、また乗務員の確保といった制約もあります。単にご要望に応えるのではなく、持続可能な運行体制とのバランスを考えながら今後また検討していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 朝夕の通勤、通学時の本中野駅、篠塚駅、両駅の接続というのは大変便利だとは思うのです。ただ、乗る方は少なかったわけなのですが、停留所の位置についてなのですけれども、利用できる人とできない人が存在しています。特に高齢者にとっては、そもそも停留所にすらたどり着けない人も結構いるのだと思うのです。私は、これできるかどうか分かりませんけれども、可能であれば停留所を増やしてみると、それは道路交通法とかいろいろあると思って、簡単な話ではないと思うのですけれども、さっき話しました利便性という点から見ると、そういう工夫もされてみてはいかがかと思うのですけれども、この辺はどのように、考えがあればちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○松島茂喜議長 小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長 お答えをいたします。

現在の町内循環線バスの停留所につきましては、道路条件や安全性、一定の集客性などを考慮した上で、可能な限り地域の主要な施設や住宅地をカバーできるような形で設定をしているところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、停留所までの距離が長く、特に高齢者の方々にとってはご負担となっている状況もございます。町といたしましても、その対策として福祉タクシー券の要件緩和や額の見直しなどを行って対応しているところでございます。今、この場でこういった策がいいという個別具体的な案はちょっとこの場では申し上げられないのですけれども、今後もどういった対応が住民にとって利便性向上につながるのかという点を、担当といたしましても調査研究をしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 ありがとうございます。先ほどからちょっと厳しい意見も申し上げているのですけれども、私の近隣の住民の方がバスの話題になると、毎日誰も乗っていないバスをがらがらの状態で何で回すのだというような手厳しい意見を結構もらうのです。先ほども申しましたけれども、役場、行政のほうにもそういうことは来ていると思うのですけれども、この辺についてはどうですか。担当課長はどのように受け止められているか、ちょっとお話しいただけますか。

○松島茂喜議長 小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長 お答えをいたします。

ご指摘のとおり、乗車がほとんどない便であっても運行には車両の燃料費や運転手の人工費など一定の経費が発生しており、財政面での効率性という観点からは町としても大きな課題であるということは認識しております。しかしながら、公共交通は単に経済性だけでなく、移動の保障という福祉的な側面も持ち合わせており、特に高齢者や交通手段の限られた方にとっては生活を支える重

重要なインフラの一つであるということも事実でございます。そのため、町といたしましても財政的な効率性と町民の移動手段の確保とのバランスを考えながら、今後も運行のほうをしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 地域の公共路線バスというのは、ほとんどが日本全国多分赤字の路線だとは思うのです。しかし、ただ単に赤字だから、できないとかやれないとかという、そういう次元の話でもないのかなというふうに思います。できれば、地域住民、特に高齢者の人たちが日常の足として生きがいを持って元気に暮らしてもらうことが一番ではないかななんて思います。その一助としてそういう地域住民の利便性を重点的に実践していってもらいたいなと思います。今、いろいろ担当課長のほうからお話をありました。この点については答弁はいいかと思います。

それで、次にお尋ねしたいのですが、一つの提案として私は思うのですが、高齢者の日常の楽しみでもある、自らが買物に行ったり、病院に通ったりということが邑楽町にも多数いると思うのです。それで、邑楽町でいえば太田市のイオンとか、それから病院でいえば館林厚生病院がありますが、この路線が、すぐにとは申しませんけれども、もし復活できるようなことがあれば検討していただきたいなというふうにも思うのです。この辺についてはどのように考えられるか、案があればお聞かせいただけますか。

○松島茂喜議長 小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長 お答えをいたします。

ただいま議員のご指摘のあった町外への商業施設であったり、病院であったり、そういういたところへの路線の延長というか、そういうところができないかというご質問だと思いますが、もちろん町のほうへも町民の方からそのようなご意見が来ていることは事実でございます。しかしながら、今現在運行しております町内循環線はその名のとおり、町内の移動を目的として行っている運行でございます。今後、町外への運行という形になりますと、もちろん運行距離や運行時間、またコスト、さらには関係自治体等、交通事業者などとの調整といった複数の課題が伴うことも事実でございます。現時点ですぐにそのような路線延伸を実施することは現時点では難しい状況でございます。ただし、町といたしましても今後見直しの時期等が来た場合には、その辺のご意見も参考にしながら考慮はしていきたいと。ただし、さきの答弁にもありましたように、現時点におきましては町外の移動については既存の鉄道の利用をお願いをしているというところでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○松島茂喜議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 ありがとうございます。いろいろ難しい、そういう点がいっぱいあると思います。ですが、住民のそういう利便性とか、高齢者の方々の生きがいとか、そういったことを重点的に考えて実践していくのが行政の仕事かなというふうに思います。

町長にお尋ねします。町には福祉タクシー券、手厚いそういう制度もあります。ですが、これで当然全部賄えるわけではありません。さらなる福祉サービスの一環として公共交通網の充実をさらに検討して、これから邑楽町がそういったことがずっと住民の皆さんに喜んでもらえるような、そういう仕組みをぜひ検討していただきたいと思うのですが、町長はどのような考え方をお持ちかお聞かせいただきたいのですが。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

移動手段の確保が困難な高齢者、また障害のある方の日常生活を支えるため、この福祉タクシー券の制度が以前から存在をしております。この福祉タクシー券の助成制度によりまして、高齢者等の通院、買物または行政手続など生活に必要な外出支援を行ってきております。これらに対するニーズも高い、また助成額の増額等の要望もありまして、昨年度からそれまでの1枚400円から500円に増額をし、また交付要件の緩和などを行って利用しやすい福祉タクシー券の制度に努めてきたところです。そうしたこともあるって、まだ令和6年度の実績についてはこの後9月議会で報告になりますけれども、利用は伸びているというような状況にあるようでございます。しかしながら、議員ご指摘のように、この福祉タクシー券の制度だけで高齢者あるいは障害のある方の移動を全て賄えているかというと、金銭的な部分も含めて十分ではないと言わざるを得ないかと思います。そうしたことから、全国の自治体が可能な限りこの公共交通を維持しようということで、鉄道あるいはバスを含めた様々な移動手段を赤字であっても公費を投じながら何とか運営をしているような状況にあるのかなと思っています。しかしながら、全ての住民にとって必ずしもこのサービスが行き届かないという部分も公共交通の難しい部分でもありますけれども、今後もこの地域の実情に則した形で持続可能なこういった施策を検討していく様子、また担当課だけでなく、ほかの課も含めて検討し、他の自治体、先行していろいろな制度を実施しているところもございますので、そういうところを参考にしながら邑楽町に合った交通の移動支援というのは何なのか、これについては常に不断の見直しを加えて今後も皆様の移動支援の向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

○松島茂喜議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 ありがとうございます。町長はじめ職員の皆さんがそういうことを検討していっていただけるということで多少なりとも安心しました。先ほど新村議員からもバス料金の無料化の話が出ましたが、私もそういうこともあってもいいのかなというふうには思います。できれば、

実現できるものであればぜひとと思います。

それで、これは質問ではないのですが、要望事項として聞いていただければと思いますが、今車社会、地方は車なくして生活は成り立ちませんけれども、少子高齢化の今、公共交通網の構築というのの大変なことだと思うのです。私もやがてはそういうことになりますが、交通弱者というのは必ず存在します。ですから、そういう人たちの支援は絶対に必要だと思っております。町もお年寄りが増えるわけですから、これからもそういうことを念頭に置いて、町長が先ほど答えていただきましたけれども、検討を重ねていって、公共交通網の、うまく言えばあるべき姿というのですか、そういうのをぜひ町のために構築してほしいと思います。これは質問ではなく要望事項ですから。

少々早いですけれども、私の一般質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

◎散会の宣告

○松島茂喜議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

なお、明日11日は午前10時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

〔午後 2時13分 散会〕